

石巻市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年1月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部門 福祉部 福祉総務課、生活再建支援課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、市民相談センター、虐待防止センター及び福祉部所管の行政機関
- 2 監査期間 令和3年11月12日から令和4年1月27日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年9月から令和3年10月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導及び注意しました。

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
福祉総務課	団 体 事 務 (令和3年度)	<p>日本赤十字社宮城県支部石巻市地区に係る団体事務において、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便発送簿の残高 21,191 円 ・ 郵便切手の残高 21,551 円 ・ 差額 360 円 (現物過多)
障害福祉課	文 書 事 務 (令和2年度)	<p>日常生活用具給付券に被給付者の所得区分(一般世帯、低所得等)を表記するが、この給付券は被給付者が物品納入事業者に提出するものであり、被給付者の個人情報の保護の観点から、表記方法を改める等改善すること。</p> <p>なお、本件については、前回監査で同旨の指導をしている。</p>
保 護 課	現金取扱事務 (令和3年度)	<p>生活保護給付費として用意した現金のうち、保護廃止決定や口座振込みによる処理で不用となったにも関わらず、戻入せず保管しているもの(保管期間が長期のものでは令和3年4月期分のもの)があった。事故防止の観点から、不用となった現金は速やかに戻入すること。</p>
子 ども 保 育 課	指定管理事務 (石巻市立釜 保育所関係) (令和2年度・ 令和3年度)	<p>石巻市立釜保育所の指定管理者は、延長保育の利用者から、その都度延長保育料を現金で徴収し、月末に市へ納付している。</p> <p>しかし、私人に公金を徴収又は収納させる場合は、地方自治法第243条に基づく私人への徴収又は収納に係る委託の手続が必要となるが、当該手続は行われていない。</p> <p>同保育所に係る延長保育料については、指定管理者側の負担も考慮し、他の市立保育所と同様に市が徴収する等の手法を検討し、適切に処理すること。</p>
市民相談 センター	支 出 事 務 (令和2年度)	<p>石巻市青少年健全育成市民会議補助金の交付申請額、同決定額及び同確定額は820,000円だが、補助金実績報告書に記載の補助事業の所要額は687,320円であり、132,680円を過剰に交付したまま確定した。</p> <p>補助金額の確定に際しては、補助金実績報告書やその添付資料を十分に確認し、不用額がある場合は、返還を求めること。</p>